

開 議

○大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○大沼 久議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

これより、個人質問を行います。

蒲生吉夫議員の質問

○大沼 久議長 それでは、順次ご指名いたします。

順位6番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇) (拍手)

○17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。

今回のこの質問は、私も議員生活19年になりました、数え間違いをしていなければ、一般質問、予算総括質疑、決算総括質疑など含めまして100回目というふうになります。ほかの人はどうあれ、自分にとっては記念の質問というふうに自分では思っているところでありますので、順次通告しておりま

す2点についてご質問を申し上げたいと思います。

最初に、長井市まちづくり基本条例の制定についてお聞きいたします。

本条例を制定する背景として、第四次基本構想で「市民ニーズに対応した組織づくりと市政の住民意見の反映のための手法を検討し、まちづくり基本条例の制定に取り組みます」となっておりまして、5月27日の市長のレクチャーを始め、数度のプロジェクトチームの開催、策定懇話会の開催、セミナー、法令審査会の審査など、作業は丁寧に進められたと思いますが、この条例案に私の感想を述べたいと思います。

まず、きれいにまとめられた前文と第1条の目的では、目的意識が明確でないからなのか、条例全体の流れがまちづくり基本条例ではなく、どちらかというともまちづくり宣言的に感じられ、この条例があってもむだということではありませんが、ない場合であっても何ら差し支えることなく市民生活を送ることができると思われま

同時に、この条例が成立することによって個別条例との関係で矛盾が出てくるのではないかと心配です。

私の感想を述べたところで、最初に市長にお伺いいたします。

市の条例は大きく二つに分けられます。上位法に基づき根拠として市の条例で定めるもの、もう一方は、それらによらない独自に定める条例があると思いますが、このたびのまちづくり条例は後者だと思

います。この条例を制定したいと考えた積極的な理由についてまずお聞かせを願いたいと思

います。これ以降、具体的な中身で作業についても企画調整課長にお聞かせを願

第9条のこの条例の位置は、第3条の基本理念の前か後に置くのが自然な形と考えられますが、法令審査会などで検討なされなかったのかということでもあります。

第9条で「この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない」とかなり大上段に構えた条例になっていますが、具体性に乏しいこの条例を個別条例にどのように適合させることができるのでしょうか。困難を極めると思いますが、考え方をお聞かせください。

また、適合させなければならないのは、制定、改廃の時だけであり、最高規範であるこの条例ができて既存の個別条例は適合してないとしても見直し作業はしないということになるのでありましょうか。

具体的に一つ例を申し上げます。

この条例にはなぜか第19条に個人情報の保護があり、第10条に情報公開の推進があり、政策の形成過程にあるものについても、業務に支障の出ないものであれば任意に情報を提供するとしています。解説でここまで説明するのであれば、個別条例の長井市情報公開条例も手を加えるところが出てくるのではないかと思うところがあります。その必要がないとするなら、この情報公開の推進の第10条並びに同様の考え方で第19条の個人情報保護についても第18条行政手続の確保も含めて不要になるのではないかと考えますが、いかがでありましょうか。

もっとわかりやすく言いますと、16条からなる情報公開条例や規則、情報公開調査委員会規定、また30条からなる個人情報保護条例、規則、さらに長井市情報公開・個人情報保護審査会条例、規則など、丁寧に議論され、しっかりとした条例ができてい

ると考えられます。にもかかわらず、この第9条の最高規範としている、いわゆる上位条例となる条項の必要性が理解できません。わかるようにご説明をお願いしたいと思います。

同様に第18条、公正な行政手続の確保についても、平成5年に施行した行政手続法を上位法として長井市行政手続条例が制定されたわけですが、改めて第18条に抽象的な表現で制定されれば、市条例と上位法の間にある条例ということになりますので混乱をすることにならないのでありましょうか。

第24条で出資法人について書いてありますが、ここで言うております出資法人とは現在どの団体を指しているのかを先にお聞かせを願いたいと思います。どういう団体を言っているのかをお聞かせ願いたいと思います。

第2項で「市長は、出資法人に対し、まちづくりに関して市と同等の措置を講ずるよう指導を行うものとする」としていて、大変な条例だと思います。行政の長が出資法人に対して指導するというこの意味は、国語的にいうと、ある目的に向かって教え導くこととなりますが、行政が指導という言葉を使う場合は、今度私が来るときまでに指摘したところは直しておけということの意味していると思われれます。出資法人とはいえ、それぞれの団体が理事会や評議会、取締役会など団体の意思決定機関がありますので、必ずしも市と同等の措置をとすることは行政の高圧的な支配的な意思を表現しているものと私は感じております。ご見解をお伺いし、第1項目の質問とします。

二つ目に、国民保護法と長井市国民保護協議会条例の制定について。

私は議員になって19年になろうとしてい

ますが、これぐらいきな臭い香りの条例を審議するのは初めてのことだと思います。

この条例は武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律。いわゆる国民保護法の成立により、国民を保護する計画を策定するために協議会を設置するというものに基づき提案されたと理解をしております。

背景としては、「2001年の9.11アメリカのツインタワービルへのテロ攻撃、自爆テロ、日本近海での領海侵犯、周辺国でのミサイル実験といった国民の不安の高まりによって、国民の生命、身体及び財産を保護するために態勢の整備が重要となってきた」と説明しています。

また、先の背景により、関連した法律が次々と成立をしました。

平成15年から16年にかけて、日本への武力攻撃の際などに取る手続や、関連法整備の方針を明確にした武力攻撃事態対処法、私有地や家屋の強制使用、緊急通行を認めるなど自衛隊の行動を円滑化の自衛隊法の一部改正、安全保障会議の役割の明確化・強化の安全保障会議設置法の改正など、いわゆる有事関連7法の成立であり、基本的には戦争を遂行するための法律との認識を持っています。

戦争という最大の危機に国民をさらしながら耳障りよく国民保護と言っているのですから極めて欺瞞的であります。国民保護法は日本の国土で戦うことを前提とした法律ですから、自衛隊がいかに作戦を有効に行い、戦闘に勝つかということで、米軍も自衛隊もそれに専念することになります。ですから国民保護法の本質は戦争を効率よく行うために邪魔になる国民をいかに処置するか、使える国民をいかに協力させ、動員させるかということをも国民保護法の名の

もとに行われ、戦争が起こっていない平時時から訓練が必要とされていますし、決められたことを守らなければ罰則がたくさんあり、私権が侵害されるといった認識を私は持っております。

このたびの条例は、その片棒を担ぐ計画策定のために県及び市町村が準備をしろということだと思います。

この1月に策定された山形県国民保護計画の100ページに及ぶ全部を私は読ませていただきました。長井市においてもこういったものを下敷きにして長井市版がつくられるよう計画されると考えられますが、市長は国民保護法や国民保護計画についてどのように認識しておられるかをお聞かせを願いたいと思います。

次に、もう一つ市長にお伺いいたします。

国民保護法の背景の第一に9.11テロ攻撃を上げていますが、9.11がなくても政府は成立をねらっていたという法律だと思います。当面は朝鮮半島の有事で北朝鮮の核開発を阻止するため、米軍として北朝鮮を攻撃するとき、後方軍事拠点として日本を使わないわけにはいかないということであり、9.11のテロに対してブッシュ政権が対テロ戦争を開始したことに起因をして、日本政府は米軍に対してテロ特別措置法でアフガニスタンに海・空自衛隊による兵たん支援作戦、後方支援作戦を実施し、イラク特別措置法で陸上自衛隊を送り、ブッシュ政権の戦争に参戦をしました。

2003年11月に小野清子国家公安委員長が国会で日本はアルカイダのテロの標的になるのではないかと質問に対しまして、次のように答えております。「なります。なぜならアメリカの行動を明確に支持し、テロに対処するに当たっての国際協力に日本が積極的に協力しているからだ。」と答

+

弁しております。

この関係で2003年6月定例議会一般質問で私は有事関連3法案と地方自治体の関連について質問をしています。武力攻撃事態の対処に市はどんな責務が、または必要な協力とは一体何かといった質問に対して、市長からは、国民保護法案について1年以内の整備を目指すということで発言の場があると思う。地方自治体との関連についてはこれからなので詳細言及できる段階にありませんと答弁していますが、国民保護法に対して市長は意見を述べる機会はなかったのではないかと思います。なぜなら2000年から施行された地方分権一括法で日本は分権の流れにあります。しかし、少なくとも軍事については逆で、中央集権の流れになっています。

つまり、外交と軍事は国がやることで、地方自治体には関与させないというようにしたのであります。ですから、国民保護法に対して自治体を実施するすべてが縛りの強い法定受託事務であり、地方自治体の意見など入り込むすき間を与えていないものと考えられます。市長の見解をお願いをいたしたいと思います。

これ以降、総務課長に端的にお伺いいたします。

まず、国民保護法に対して、この協議会が設置されれば長井市国民保護計画が策定されるまで議会としては何ら議論されることなく計画ができ上がり、単に報告として処理されると考えられるが、取り扱いはこのようになるのでありましょか。

このたび提案されております長井市国民保護協議会条例の条文だけを見ていきますと、何がなんだか分からないわけですが、国民保護法第40条第1項から第7項までは国が法律で決めているので、第8項だけ条

例で定めるように指示しているようであります。

第40条の条文によると、30人以内の協議会の委員は、市町村長が任命をし、会長は互選ではなく、任命者本人、すなわち市長になる。さらに委員は1、指定行政機関の職員。2、自衛隊に所属する者。（防衛庁長官の同意を得た者に限る。）3、当該市町村に属する都道府県の職員。4、助役。5、教育長、消防長。6、市町村の職員。7、指定公共団体または指定地方公共機関の役員または職員。8、国民の保護のための措置に関して知識または経験を有する者。このように見ていくと、8だけが一般市民から選出する委員という理解とと思いますが、どのようにして1から8までの所属人数を定めるのかをお聞かせを願いたいと思います。

法では、専門委員も置くことができるようになっていて、条例では解任のことだけ書いてありますが、専門委員の任務についてどのように考えておられるかをお聞かせを願いたいと思います。

また、第40条の法の定めにはない部会を長井市の条例では置くことができるようになって提案されていますが、どのような組織で、どのような事務をすることになるのでありましょか。

次に、国民保護法の第42条で訓練についてうたっています。ここでは阪神淡路大震災の教訓により整備された災害対策基本法により、長井市地域防災計画が整備され、市内各地区を回り防災訓練が開催されていますが、ここで言っているのは、有機的な連携を図られるよう配慮しろということのようですが、主に自然災害のために対応した訓練に加えて、武力攻撃に対応できる訓練を取り入れろという理解になるのであり

でしょうか。

まず、ここまで壇上からの質問といたしたいと思います。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、まちづくり基本条例の制定の意義、あるいは必要な理由についてであります。一つはやっぱり人口減少社会に入ってきたと。少子高齢化社会がこれから進むと。そうしますと、社会もかなり変わってまいりますし、市民の皆様からもさらにいろいろなニーズが出てくると。子育てをもう少しとか、いろいろなニーズが出てくると。そういったことにまず対処していかなければいけない。

2番目には、戦後60年たちまして、成熟社会になってきたと思います。いわゆるソーシャルインフラストラクチャー、社会資本の基盤整備は相当進んできた。そしてコミュニティも多様な形になってきたと思います。従来の地縁型、地区とか、そういう地縁型のコミュニティ、これは公民館活動や地区活動等で対応してきたわけですが、ある意味で目的型のコミュニティ、NPO法人ですね。これは市民運動から出てきたわけですが、目的型のコミュニティも出てきた。そういった場合に、みずからの社会、みずからの地域社会を守るためにはできるだけ自分たちも参加をして、自分たちも役割を担っていこうという背景が出てきたと思います。

3番目は、やっぱり地方財政も非常に苦しくなってくる。国家財政が苦しいのはもう論をまたないわけですが、地方財政も相当血のにじむような努力をしても人口に比例する部分がありますから、減少し

てくれば、しかも働く皆さんが少なくなってくれば、それがやっぱり税収として落ちてくるということで、財政が非常に苦しくなってくる。

こういった大きく言えば背景の中で、これからの社会をどうしようかという各自治体は自問自答をしている。そして市民の皆さんと相談をしている。その中で長井市は基本構想として「協働・創造・未来の鼓動 実感“ながい”」というものを市民の皆さんから、公募も含めて選んでいただいた皆さんからつくり上げていただきました。

この基本構想を具体的にやっぱり実現するには、基本条例なり、基本計画が必要でありますので、今日の基本条例となったわけであります。

まちづくりの基本条例を策定するに当たりましては、今後のまちづくりの基本的な方向性のまず第1、市民の皆さんとの協働の取り組みを基礎固めしたい。特に市民の皆様が行政に参画する仕組み、そしてみずからの権利を実行し、それから利益を得るというような仕組みをつくることによって、市民の皆さんがまちづくりに積極的に参加をしていただけるということができると思っているところであります。

2番目の最高規範の問題であります。これは法制度上の整備ではなくて、あくまでも概念的と申しますか、理念的なものだろうと思います。日本国憲法というのはそれは最高規範ということですが、条例の中でまちづくりの基本的な条項をしつかりと確認していくということですので、概念的、理念的でありますので、この条例は市民の皆様と行政側が一体となったまちづくりを進めていく。行っていく上での基本的なルールを定めたもの。さらに

+

各種の個別制度を計画実行するための制度を理念的にまとめたものだと私は理解をいたします。すべての行政運営に当たって留意しなければならない事項でありますので、これを最高規範とあらわしたところであります。

次に、国民保護条例の問題であります、国民保護計画はご指摘のように9.11のテロを直接として、国際的なやっぱり緊迫した情勢、あるいは朝鮮半島の有事等、あらゆる事態にやっぱり対応していかなければ国民の生命と財産を守っていかなければということで作られたものであると私は思っております。

平成16年6月に武力攻撃等における国民の保護のための処置に関する法律、いわゆる国民保護法令が制定されたことによって各自自治体にも具体的な策定を要請されると。この場合、国民保護法は武力攻撃あるいは大規模テロが発生した場合、国民の生命、身体、財産を保護する。あるいはその事態の被害を最小にするために、国や地方公共団体等がそれぞれ連携を保ちながら具体的に措置をしていくということを定めたものであります。

したがって、長井市におきましても、平成18年度において、当該の計画を策定するため、本定例会に国民保護協議会条例を提案させていただいたものでありまして、基本的に国民保護法が策定されたことにより、国民保護協議会を設置し、国民保護計画を策定することが義務づけられてまいります。山形県におきましても、国で示したモデル計画によって、今年1月に策定されたわけではありますが、長井市におきましても同様に国から示されるモデルに従って計画を策定していきたいと考えております。

なお、基本的な外交防衛は国の決定で決

まるものだと私も思います。ただこういった保護計画等になってまいりまして、具体的に地域の住民、市民を守るためにこうすべきではないか。あるいはこうした方がいいのではないかということは今後ともあらゆる機会を持って市長会等でも検討もされておりますし、いろいろな機会を求めて具体的な問題については意見を申し上げていくというふうに思っているところであります。

なお、詳細につきましては各課長から答弁をさせたいと思います。

以上です。

○大沼 久議長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 国民保護協議会関係についてのご質問5点と思いますが、順次ご説明申し上げたいというふうに思います。

最初、国民保護計画の策定についての議会への対応でございますけれども、この部分につきましては、今回、協議会条例を提案させていただいております。これが可決していただきますと新年度から協議会を立ち上げて、市でモデル計画、素案に基づいて長井市国民保護計画案を作成し、その協議会に諮問し、そこでいろいろ審議していただくというふうになります。その答申を受けまして、県との協議、事前と正式とありますけれども、これで県との協議が進んだ後に計画の成立ということで、議会への報告を来年の3月議会あたりをめどに報告していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に2点目の国民保護法第40条第4項の条文関係で、委員の選任に関するところでございますが、保護法の中では1号から8号というふうなところでどう定めるのかというふうなところでございます。委員の構成につきましては、法律で言われておりま

す指定地方行政機関の職員ということでは、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長井出張所長さん、また国土交通省東北地方整備局長井ダム工事事務所長さんあたりを予定してございます。また自衛隊の職員では、陸上自衛隊第20普通科連隊長さん等を予定しております。県職員では置賜総合支庁総務企画部長、置賜保健所長、置賜総合支庁建設部長、置賜総合支庁建設部野川水系ダム管理課長、長井警察署長さん。それから助役、教育長及び消防長。それから市職員関係では総務課長、財政課長、企画調整課長、市民課長、建設課長、健康課長、教育委員会管理課長。指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員ということでは、長井郵便局長、東北電力株式会社長井営業所長、N T T東日本山形支店長、山形鉄道株式会社社長さん。あと国民保護の知識経験を有する者ということでは、これも例えばですが、地区長連合会の会長さんとか消防団長さんあたりというふうなところで、条例上では30名以内というふうにしておりますが、実際これぐらいの人数になるかどうかにつきましては、今後さらに検討をしていきたいというふうに考えております。

次に3点目の専門委員の任務でございます。これにつきましては、各策定しております保護計画案の内容について各専門的事項を精査するというふうなことで専門委員が必要であれば置くことができるというふうな法令になっておりますので、この部分でも条例の中でも置くことができるというふうになっております。例えば、国及び県との連絡調整の分野であれば、国及び県の職員の方、また安否情報の収集及び提供分野であれば、電話会社の職員の方やら地区長連合会の会長さんあたりがそういうふう

な専門委員等に当たられるのかなというふうに思っております。またさらに、避難住民の誘導及び救援分野であれば、自衛隊や警察、消防、交通機関等からの職員の方、専門的な知識を有する方、こういったことなど、市の役割の各分野ごとにそれぞれの専門分野に精通する者で構成していきたいというふうに考えております。

また4番目の部会でどのような組織と事務を行うかというふうなことでございますが、専門委員につきましては置くことができるというふうな法律の定めでございます。部会を設置することも法律でなく条例で定めておりますのは、専門委員は法律で定めがない。条例で定めておりますので、専門委員と委員が一緒になった会議、合議体、専門分野を検討する者については部会というふうな名称で設置していきたいということで、各部会、例えば連絡調整専門部会であれば、そういったものを部会として設置するというようなことであれば、部会長さんには委員がなりますし、専門部員の方につきましては国の職員とか県の職員、市の職員、専門分野、現場に精通する職員の方に入っていただいて、そういった専門的なところをご検討いただくというふうなことでございます。

次に5番目の訓練でございます。訓練につきましては、これも先ほど議員からありましたように、国民保護法第42条で、災害対策基本法の防災訓練との有機的な連携が図られるように配慮するものとするというふうになっております。また、この1月に策定されました山形県国民保護計画の中の訓練のところでは、防災訓練における実施項目を参考にしつつ次に示す訓練を実施するというふうになっております。

一つには、県対策本部を迅速に設置する

+

ための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練。二つには、被災情報、安否情報にかかる情報収集訓練及び警報避難の指示等の通知伝達訓練。三つ目には、避難誘導訓練及び救援訓練。四つ目には、通信訓練と。以上のようなことをごさいますて、基本的に国民保護に対しては避難と救援、そして武力攻撃に伴う被害の最小化というふうな山形県の中では三つの柱がありますが、こういった部分で考えてみますと、長井市におけるこういった訓練につきましても、例年長井市で行っております防災訓練と同等、同じ時期に同じような形でそれと一緒にやって行っていきたいというふうなところで今現在考えているところをごさいます。

以上です。

○大沼 久議長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 おはようございます。

蒲生吉夫議員の質問にお答え申し上げます。

質問の中身6点ほどあったかなというふうに思っています。

最初であります、条例の並びというようなご質問であったかと思っております。

現在、今回の条例そのものの順番であります、第9条ということで9番目に置かせていただいています。この並びについては、決まった考え方といいますか、規則等はないというふうに思っています。先行しています長井市以外のところでもつくっている市町村がございますので、その自治体の構成なんかを見ましてもそれぞれであります。一番あとの方に置くというような自治体もあつたり、やはり私どもと同じようにどこに置くという自治体があつたりしまして、それぞれであります。

並び型の考え方ではありますが、やっぱり

一つは全体としてのわかりやすさなり、規定の重要性を考慮して順序を考えるとということに進めさせていただいたところであり、今回の基本条例についてはまちづくりの基本的なルールを定めるというような考え方がありますので、重要なのはそのルールの核となる基本的な理念であつたり、実際にそれを行う役割を担う市民であつたり市であるという部分だろうと思つています。その部分がまず第一に尊重されなければならないのではないかということ、現在そのあとに第9条を位置して置いたところであり、そのあとにまちづくりに関する基本的な施策等を引っ張るというような形の方が適切ではなからうかということ、第9条の方にセットさせていただきました。

これについての法令審査会の方の意見等はどうかでしょうかということなんですが、並びについての法令審の方からの話は出なかったというふうに思っています。後ほど申しますが、法令審の方では、やはり市長がお答えしました最高規範ということについての質問なり議論がなされたというふうに思っているところであり、

続いて最高規範の話であります、市長の方からも話がありましたところ、基本的には地方自治体で定める法令の最高位というのは条例であります。条例については基本的には上下関係というのではない。むしろ相互関係であろうというふうに思っているところであり、今回のルールというのはあくまでも理念的な話で、まちづくり基本条例の最高規範を尊重するという意味でセットさせていただいています。中身的には、条例の各条文、条文は相当広範になっていますので、やはりその意味からも理念的に最高規範と言つてもいいのではな

かろうかと。確かに議員おっしゃるように規範という部分、国語的に言うと、その社会でそれに従うことが求められる行動などの形ということでありまして、一つの範を示しているというふうに、これに基づいて行政運営をしていかなければならないというふうなうたっているつもりであります。

続いて4番目のことですが、個別条例との関係であります。個別条例との関係であります。ご質問の中にありました個人情報保護条例でありますとか、行政手続条例、それに情報公開条例等々、三つを挙げられましてご質問だったと思います。その条例そのものも市民の権利の利益の保護であったりするわけですし、国の制度等と同様な措置を取るように要請されているといひますか、各上位の法律を見ますと、情報公開法でありますと、やはり第26条に地方自治体は情報公開に関する施策策定というようなことを努めなければならないというような条文になっていますし、行政手続法につきましても第38条の方で、やはり行政指導でありますとか、運営でありますとか、透明性を確保するために努めなければならないという条文になっています。個人情報保護に関する法律についても、やはり地方自治体に努めなければならないという条文になっておりまして、当然その法律の中を見ますと、国の法律の適応範囲というのは国の機関であったり、法律で定める処分であったり、届けであったり、行政手続の場合ですと行政指導であったりというようなことで、地方自治体に対しては同様の措置を要請するというふうにとどまっているのではないかなというふうに考えております。

長井市を初め、各地方自治体については、自治体の判断でやっぱり条例を設定しておるということでありまして、今回のまちづ

くり基本条例そのものと個別の条例というものも同時に存在するわけで、決して法律の規定によって、今回の基本条例によって上下関係があるからいきなり縛るとということではないのではないかなというふうに思っています。

これは法律の話でも、例えば国の法律で見ますと、個人情報保護に関する法律と、あと行政機関の保有する個人情報保護に関する法律というような例なんかを見ても、やっぱり同様な形、基本法があって個別の制度が存するというようなこともありますので、今回ご指摘の部分がありましたんですが、こちらの最高規範と言われる基本条例、さらに個別条例、同時にありながら情報公開でありますとか、個人の権利保護というようなのを守っていかななくてはならないというふうに考えておるところであります。

続いて出資法人の関係であります。どう+いう団体を考えていますかという話ですが、基本的に対象になっていると考えられるのは、自立計画などで挙げられています第3セクターということで土地開発公社を初め、文教の杜なりるる挙がっています。この辺がやっぱり出資法人なんだろうと思っておりますが、現在行政手続条例の方では出資割合が2分の1という団体については対象にしているということがありますので、今回の基本条例においてもそちらと同じような考え方をしたいと。出資割合が50%以上について考えていきたいというふうに思っているところです。

ご指摘の指導のお話であります。確かに現在行政指導と言われる中身いろいろあるかと思っております。ただ、今回出資法人そのものについては、やっぱり基本的なことは法人が決定していくということは当然

趣旨として承知していますし、市の方で指導するという場合も行政手続条例の方の第30条の方に行政手続の一般原則というのがあります。そちらの方に基づいて行うということになろうかと思っています。その条例を見ていきますと、あくまでも相手の任意の協力によってのみ実現されることを留意しなくてはならないということでもありますので、相手方の方に協力をいただきながらやっていくと。指導といってもある程度強制というよりもやや緩やかな感じもありますのですが、この条例に従って行っていききたいというふうに思っているところがあります。

以上、私の方からお答え申し上げます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 きょう質問しております2件とも、それぞれに総務・文教常任委員会に付託されている案件でございますので、その質疑のときにぜひしてもらいたいと思って私今回質問しているのです。

そこで、企画調整課長の答弁もまず言っていることはわかりましたが、かなり苦しい答弁ですね。やっぱりずっと条例点検していくと、この第9条の最高規範というのは、やっぱり今の説明ではちょっと納得いかないところがあります。それと第10条の情報公開の推進と第18条の公正な行政手続の確保、第19条の個人情報保護、これについてはかなりしっかりした法律があって、しっかりした条例があるんですよ。ここでうたう必要は全くない。個別条例でいっているのはこの3件です。しっかりした条例があるにもかかわらず3行ぐらいでこれを表現してしまうというのは、本当にこれ必要なんだろうかと。決まってないところはいいと思いますよ、条例化されてないところについては、もうちょっとここは精査し

た方がいいのではないかなというふうに思われるんです。

あともっと質問したかったのは、第22条でいっているまちづくりの協定みたいなどころをいっているのですね。第22条ですね。

「市は、積極的に一体的なまちづくりを進める必要があると認められる相当規模の地区内における建築物その他の工作物の新築その他まちづくりに関する行為について、市民による協定が締結されたときは、これを尊重するものとする」と。日本語的にいっても全く理解できない文書に、私だけならいいですよ。総務・文教常任委員会でこういう理解をするんだという説明をいただければいいと思いますが、一番最初言ったように、これを条例とするからやっぱり問題なんだと思うんですね。市長が答弁していたように、理念的なものだということは私そのとおりだと思います。それとどちらかという条例でなくて、これは宣言的な文書として定めておくのであれば何も問題はないわけなんです。ほかのところは波及もしないですし。

時間があと8分ぐらいなので、ここの部分については総務・文教常任委員会であさって質疑されるわけですから、詳細について質疑いただければありがたいというふうに思います。

それと、次の国民保護法を制定するに当たっての条例についてであります。私らこれについて議論する場所というのはきょうしかないのです。一般に議論できるのはですね。その意味ではもうちょっと深く検討したいところがあるわけなんです。まず、法律にもない、条例にうたっている部会という部分がありますね。協議会、専門委員会、部会など、この条例提案の中身でいきますと、人員はほとんどわからないと

思いますよ、これ。これに基づいて規則なんか整備しろというふうになっているんじゃないですか。この条例を提案するときその規則を整備しろとなっているのであれば、その規則も含めて資料としてやっぱり出してこないと都合が悪いと思いますね。さっき言ったように、委員の人数、これはもともと民主的な組織だと私は思っていないんですけれども、普通は委員を選んだら委員の中から会長というのは選ぶんですね。民主的な方法だと思います。これは国で最初から会長は首長が当たるとこういうふうに決めている協議会で、公務員以外に入るところというのは今言ったように7番目のところにN T Tの幹部職員が当たるという部分や、8番目の国民を守るためのそういう知識経験を有する人という部分が市民が入れる部分ですね。あとは全部国、県、市の公務員が当たるんです、これ全部。そういう意味では、普通はこういうものをつくるときというのは市民の協議会ですから、市民が市民の有識者の中から選んで当たるというのが相応なんでしょうけれども、それを選ぶといろいろな意見が出てきてまとまらなくなるんだと思います、多分。なので公務員をほとんど当てれば、あと一般の民間人がここに入ったって文句は言う人間はないと、こういう作り方がこの法律だというふうに私は認識しているのです。その部会などについて、フロー図だとか、規則だとかというのを整備してあれなんですか、整備した上で今回の条例提案になっているのですか。常任委員会るときにはそういう議論をしなければいけないと思うのですね。そこをどういうふうになっているかお聞かせください。

○大沼 久議長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 最初に規則の件であり

ますが、この条例の第7条にあります雑則、この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定めるということで、協議会の中で定めますので、規則はございません。

次に、部会ですが、部会について法律になくて条例で示しておりますのは、専門委員というのは法律の中では置くことができるというふうになっております。ですから条例の中で専門委員のない条例ももしかするとあるかもしれません。その他の自治体の中では。そうした場合には、専門委員を置かなければ部会というのではないわけでありまして、長井の場合は専門委員を置くことができると、専門委員のところも上げておりますから、委員の方と専門委員の方が一緒になって協議する場、これがいわゆる部会だというふうに示しておりますので、法律では専門委員が置くことができる規定でありますので、その委員と専門委員で組織する部会については法律で規定することはできないというふうになると思います。よって、この協議会条例の中で部会を置くことができるというふうにしたところでございます。

以上です。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 一般にそういうふうにしろというふうに多分になっているのだと思いますが、法律で定めております第40条第4項のところに、さっき言われた1から8までの委員の選出する部分がありますね。法律の第40条ですよ。条例にはないわけですから。私がこれを調べたからわかっただけの話で、普通はこういうものを提案するときに常任委員会にやっぱりわかる資料を提供した上で協議会なりしないと、全くわからないと思います。わからないう

ちに決めてしまったのではないかなと思って県の保護計画というのを私も100ページのやつをもらったのです、総務課の方から。大変いい資料で、これほぼ1日かかったのですけれども、全部読ませていただきました。どの程度頭に入ったかわかりませんよ、私も。だけど読みました。それに基づいてできたのがきのう藤原議員が提示していた「県民のあゆみ」のところに4ページにわたって書いてあるんですよ。これでいきますと、「山形県国民保護計画を作成しました」となっているわけだ。こういう見出しというのは国民保護計画という言葉そのものがとっても響きのいい言葉なんです。だけど正式な言葉はそうじゃないんです。「武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律に基づいた保護計画」と、こういうふうになるのですね、正式には。私はこれぐらいの中身を検討してやっているわけで、武力攻撃事態なんていうすごいこと書いているのですよ。着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、核兵器など生物兵器、化学兵器、こういうものに対処するように市町村でもつくれと、こういうふうになるんだと思います。

ですから、私は今回この協議会を設置するというだけでこれをつくったものですから、簡単なんですね。わからないまま過ごしてしまえばこれはそのままなんです。なので、もうちょっとやっぱり総務・文教常任委員会までの間に全体ゾーンがわかるような、国民保護法に基づく計画はどういうふうにつくっていくんだというのがわかるようなやっぱり資料を提供した上で質疑していった方がいいのではないかなというふうに思われますので、これだけ言って時間がちょうど来ましたので終わりたいと思

います。

大道寺 信議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位7番、議席番号3番、大道寺 信議員。

(3番大道寺 信議員登壇) (拍手)

○3番 大道寺 信議員 本定例会にあたり通告してあります2点について質問いたします。

質問内容につきましては、昨日の一般質問とだぶるところがありますけれども、お許しをいただきたいと思います。

質問の第1点目は、自立計画についてであります。

私は昨年12月定例会にも自立計画策定の考え方について質問いたしましたが、去る2月17日の全員協議会において、平成18年度から22年度までの5カ年間の行財政改革である自立計画が示されました。私はこの3月で区切りを迎える行財政改革が一定の成果を上げたことや、景気回復基調下で税収増が見込めるなど、明るい環境にあるといっても、中期財政展望でも明らかなように、依然として厳しい財政状況にあることに変わりないことから、改革を継続することが必要であり、さらに市民との協働によるまちづくりを目指すための民間委託を中心とする計画に基本的に賛成をするものであります。これを実践し、着実に成果を上げるためには市民のさらなる理解と協力が不可欠であると考えます。

そういう視点で以下順次質問いたしますので、適切なお答弁をお願いを申し上げます。

まず、第1点目は、自立と合併は矛盾し